

令和4年度鳥取県環境審議会（第1回）における質疑応答の概要

■ 第13次鳥獣保護管理事業計画等（資料2）について

委員からの指摘事項	対応
<p>○ 外来種への対応について (p2-6)</p> <p>最近、アライグマが鳥取県西部に進出していることを知りました。農作物や野生生物の被害がこれから増えるのではと心配しております。</p> <p>外来種は法律の立て付けとして、鳥獣保護管理事業計画ではないかもしれませんが、ヌートリアとともに駆除が必要と思います。</p> <p style="text-align: right;">【神谷委員】</p>	<p>県では、農業、生態系等に係る被害の防止を図るため、アライグマ及びヌートリアを第13次鳥獣保護管理事業計画において被害防止目的による捕獲の予察対象鳥獣として位置づけるとともに捕獲奨励金を交付するなど、積極的な捕獲を図ることとしています。</p> <p>また今後、農作物等への被害が拡大する可能性が高いことから、市町村が主体となり鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣被害防止計画や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物防除実施計画を策定し、アライグマ・ヌートリアの捕獲強化に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: right;">【緑豊かな自然課】</p>

■ 令和2年度鳥取県内における水環境の調査結果（資料5）について

委員からの指摘事項	対応
<p>○ 公共用水域の測定結果について (p10-11)</p> <p>・表1-1について</p> <p>湖沼 湖山池（4地点）、東郷池（4地点） ⇒ 汚濁</p> <p>中海（9地点）、多鯰ヶ池（3地点） ⇒ やや汚濁</p> <p>元々の数値自体が他の地域より高い、長年の努力が実ってこの数値になったことも記憶しておりますが、1.0台になるには、今後どのような事が住民に期待できるのか。ご教授頂けますでしょうか。</p> <p>・表1-3について</p> <p>湖沼 湖山池、東郷池、中海 ⇒未達成 海域 美保湾 その他の水域 ⇒未達成 とあるのも同様にご教授下さい。</p> <p style="text-align: right;">【山崎委員】</p>	<p>○湖沼について</p> <p>湖沼は閉鎖性水域であるため汚濁物質が貯まりやすいです。</p> <p>より一層の改善のためには、流域住民の皆様にご協力いただくことや、環境に優しい農業に取り組んでいただくことが挙げられます。</p> <p>そのほか、一斉清掃やアダプトプログラム、五感評価等の活動に積極的に御参加いただき、湖沼の水質に関心を持っていただくことが期待されます。</p> <p>○美保湾 その他の水域</p> <p>より一層の改善のためには、流域住民の皆様にご協力いただくことや、環境に優しい農業に取り組んでいただくことが挙げられます。</p> <p>そのほか、周辺住民に美保湾の水質の改善に関心を持っていただくことが期待されます。</p> <p style="text-align: right;">【水環境保全課】</p>
<p>○ 地下水質の調査結果について (p14)</p> <p>・表2-1について</p> <p>鳥取市 古海、天神町、朝月、東品寺町の4箇所の井戸 ⇒ 項目：ヒ素 汚染原因：不明とあるのは、木材の防腐剤にもヒ素が含まれると伺っておりますが、日本製のものも含め外国の木材の基準が鳥取県内ではどのようになっている</p>	<p>「木材の防腐剤」そのものを対象として基準を定めた法律は日本には存在しません。</p> <p>これを補完するために、任意のものですが、(公財)日本木材保存協会及び(公財)日本しろあり対策協会が木材保存剤の認定を行っています。認定の審査の中で木材保存剤としての有効性ととともに、安全性に対しての基準が設けられています。</p>

<p>のかをご教授下さい。 決してヒ素の不明がこの点に結びついているわけではございません。</p> <p style="text-align: right;">【山崎委員】</p>	<p style="text-align: right;">【水環境保全課】</p>
<p>○ 地下水質について (p14) 智頭町 智頭町の4箇所井戸 ⇒項目：トリクロロエチレン 汚染原因：不明とあるのは、工業用の原材料、溶剤、電子部品、機械金属部品の脱脂に含まれるもの、そして身近なものでは洗剤の溶剤にも含まれているとのこと、この辺りも原因になっている可能性があるのかないのかご教授下さい。</p> <p style="text-align: right;">【山崎委員】</p>	<p>トリクロロエチレンは合成化学物質であり、天然由来では存在しません。 そのため、工業用途に使用されていたトリクロロエチレンが原因である可能性が高いですが、井戸の汚染が覚知された際の調査では原因施設の特定はできませんでした。そのため、汚染原因は不明となっています。</p> <p style="text-align: right;">【水環境保全課】</p>
<p>○ 地下水質について (p14) 表2-1の地下水の汚染原因の推定根拠は。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】</p>	<p>別添のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">【水環境保全課】</p>
<p>○ 全体について (p10-14) 異常気温がこのすべての調査結果に影響を及ぼす事を懸念しております。 この異常気温が今後どのような調査結果に影響を及ぼすのかどうなのかも合わせてご教授下さい。</p> <p style="text-align: right;">【山崎委員】</p>	<p>異常気温の調査結果への影響については、不明です。</p> <p style="text-align: right;">【水環境保全課】</p>

■ 令和3年度鳥取県内における大気環境の調査結果（資料6）について

委員からの指摘事項	対応
<p>○ 環境基準達成状況について (p15) 環境基準達成状況は、令和3年度の通年を通しての評価と考えればよいのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】</p>	<p>令和3年度1年間の測定結果からの評価です。</p> <p style="text-align: right;">【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>
<p>○ 光化学オキシダントについて (p15) 一般環境大気測定局の光化学オキシダントが非達成とあるのは、光化学スモッグの原因の中にあげられるかと考えられますが、今後この非達成に関してはどのようにとらえたらよろしいのでしょうか。 大気中のことゆえ永遠に変化は難しいものなのでしょうか。 鳥取県は、黄砂が飛来する特別な地域でもあるのでご教授下さい。</p> <p style="text-align: right;">【山崎委員】</p>	<p>鳥取県における光化学オキシダント濃度の上昇は4月末から6月上旬の期間に見られ、これが環境基準を満たせない原因です。この時期は偏西風により大気環境が大陸からの影響を受けやすく、越境汚染の影響でオキシダント濃度が上昇している可能性があります。（県内には、光化学オキシダント発生の原因物質の大きな固定発生源はありません。また、原因物質となるNOx等の国内排出量は減少しています。） なお、同じように偏西風による大陸の影響を受けやすい西日本や東日本の日本海側などにおいては、同時期にオキシダント濃度の上昇が見られます。</p> <p style="text-align: right;">【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>

■ 令和3年度鳥取県内におけるダイオキシン類の調査結果（資料7）について

委員からの指摘事項	対応
<p>○公共用水域(底質)の測定結果について (p17)</p> <p>R3年度の測定結果で最大21pg-TEQ/gとあるのは、他の地点よりかなり大きくなっているように見受けられます。取り除くか、なんらかの対策が必要かと存じますが、そのあたりはどのようなになっているのかご教授下さい。</p> <p>【山崎委員】</p>	<p>他地点と比較し「21pg-TEQ/g」は大きく見えますが、環境基準値（150pg-TEQ/g）と比較し十分低い値であるため特別な対策が必要とは考えていません。</p> <p>※参考として、土壌については、重点対策地域となるダイオキシン類濃度は、250pg-TEQ/gと示されています。</p> <p>【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>
<p>○測定結果の平均値について (p17)</p> <p>環境基準値に対する評価であれば最大最小の値は理解できるが、平均値の意味は何をさすのでしょうか。恒常的に平均値が環境基準値を超過するかどうか、との評価でしょうか。</p> <p>【伊藤委員】</p>	<p>環境省の公表方法に準じて平均値を公表しています。</p> <p>異なる地点のデータを単に算術平均値として示していますので、平均値をもつての評価は特段行っていません。</p> <p>【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>

■ 日吉津村における環境騒音測定結果（資料8）について

委員からの指摘事項	対応
<p>○ 調査結果について (p18)</p> <p>「1日吉津村富吉（下口公民館）」の測定結果について「B類方 夜間49dB」とありますが、基準値のCに近いように見受けられますが、構わないのでしょうか。</p> <p>【山崎委員】</p>	<p>通常、夜間は昼間より騒音値が低くなりますが、逆転層の影響により騒音値が高くなったものと評価しています。</p> <p>騒音波形を確認しましたが、突発的な大きい音などは確認されていません。</p> <p>逆転層が生じていない日については、測定結果値より小さい騒音値であると考えられます。</p> <p>【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>
<p>○ 調査結果について (p18)</p> <p>調査結果において、「概ね環境基準値を達成していることを確認した」とは、基準値超過があってもこのような表現になるのでしょうか。</p> <p>逆転層の評価根拠はあるのでしょうか。（逆転層が生じていないときの観測データがあれば理解できますが）</p> <p>【伊藤委員】</p>	<p>逆転層が生じていない日の測定データはありませんが、当日の気象条件（低温、晴れ、風速）から放射冷却が生じやすい条件であったこと、また、測定日当日に昼間より夜間に特別大きい音が観測されたといった事象もなかったため、逆転層が生じた可能性が高いと考えています。</p> <p>通常であれば環境基準を満たしていた可能性があるとして「概ね環境基準値を達成している」との評価をしています。</p> <p>【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>
<p>○ 調査頻度について (p18)</p> <p>10年間状況調査はされなかったということなのでしょうか？</p> <p>【伊藤委員】</p>	<p>環境省が示す事務処理基準により、指定地域の見直しを概ね10年ごとに行うこととされているため、このたび調査したものです。</p> <p>【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>
<p>○ 調査頻度について (p18)</p> <p>基準値超過についての再測定は実施しなかったのでしょうか。</p> <p>また、逆転層が生じないときの測定日設定はできなかったのでしょうか。</p> <p>【伊藤委員】</p>	<p>環境省のマニュアルでは秋季に測定が望ましいとされており、秋季（10月中旬～11月中旬）に行う予定で進めていましたが、風雨等の影響で延期した結果、冬季に近い日（11/29）での測定となったものです。よって再測定は実施していません。</p> <p>【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>
<p>○ 観測地点数について (p18)</p>	<p>測定点の数の規定はありませんが、地域の代表</p>

<p>観測地点は各地域累計型で1各地点でよかったですでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】</p>	<p>点で行うこととされており、指定時の測定点と同じ地点で測定しています。</p> <p style="text-align: right;">【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>
<p>○ 測定結果の比較について (p18) 地域指定前の測定結果との比較はできないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】</p>	<p>指定時の結果と比べ大きな変化はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下口公民館 (B 類型指定前) : 昼間 47 dB、夜間 49dB ・ 上口公民館 (C 類型指定前) : 昼間 49 dB、夜間 45dB <p style="text-align: right;">【環境立県推進課 星空環境推進室】</p>

表 地下水汚染原因の推定根拠

市町村名	区域及び井戸数	項目 (環境基準)	検出状況	汚染原因 (推定)	汚染原因の推定根拠
鳥取市	東品治町、用瀬町用瀬の2箇所の井戸 ※用瀬：ふっ素のみ	ふっ素(0.8mg/L)	0.91～9.5mg/L	自然的要因 (温泉水の混入等)	東品治町の井戸について：過去の地下水調査及び土壌調査から自然由来のふっ素、ほう素が出ていたこと、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設が周辺（土壌汚染対策法に基づく移動距離：半径250メートル）になかったことから自然的要因と判断した。 用瀬町用瀬の井戸について：自然的要因と推定した資料の所在が不明。
		ほう素(1.0mg/L)	5.2mg/L		
	古海、天神町、朝月、東品治町の4箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.012～0.30mg/L	不明	—
境港市	渡町の2箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (10mg/L)	13mg/L	施肥若しくは生活雑排水の影響	井戸周辺の調査により以下の事項を確認したため。 ①汚染井戸周辺は農耕地であり、施肥による影響が強い。 ②地下が砂地であることにより、水などが浸透しやすい。 ③生活雑排水を未処理のまま側溝へ放流している家庭が多い。
智頭町	智頭の4箇所の井戸	トリクロロエチレン (0.01mg/L)	0.013～0.069mg/L	不明	—
	埴師の4箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	0.91～1.2mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	地下水の専門家から以下の見解を聴取したため。 ①地下水中のふっ素は天然由来で、(温泉水のような)深部地下水の影響による可能性が高い。
湯梨浜町	中興寺の1箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	1.0mg/L	自然的要因 (周辺温泉水の影響)	井戸周辺の調査により以下の事項を確認したため。 ①汚染井戸周辺は温泉の源泉が点在している。 ②汚染井戸のイオン成分調査の結果、井戸深度との相関性(深=イオン成分が概ね高い)がある。
北栄町	大島の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.024mg/L	自然的要因 (地層・地質、温泉水の混入等)	井戸周辺の調査及び専門家聞き取りから以下の事項を確認したため。 ①汚染井戸の周辺にはヒ素を使用する事業場はなく、人為的汚染を疑う知見が認められない。 ②浅層の地下水からヒ素が検出されていないため、地上部でのヒ素の不適正な使用や保管が原因である可能性は低い。 ③基準超過の範囲は、250mの範囲で局在的である。 ④専門家は、過去の地形形成の過程(河川浸食による谷地形の形成、縄文海進による水面の上昇、その後の河川による土砂の堆積)において、局所的に存在する泥層に蓄積されたヒ素が原因の可能性や温泉水等の混入の可能性があるのでないかとの見解を示している。
	西園の1箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (10mg/L)	13～17mg/L	施肥の影響	井戸周辺の調査及び専門家聞き取りから以下の事項を確認したため。 ①周辺の土地利用(長いも、スイカ、ラッキョウの栽培が盛ん)や広範囲で当該物質のみ検出されている。 ②専門家からも施肥の影響であるとの見解が示されている。
江府町	州河崎の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.026mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	地下水の専門家から以下の見解を聴取したため。 ①当該井戸の地質には基準を超過するヒ素を含有しているものもあることから、自然由来であると推察される。